

# 加茂商工会議所 会 員 情 報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL <http://www.kamocci.or.jp/> E-mail [info@kamocci.or.jp](mailto:info@kamocci.or.jp)(代表)

NO. 360 号 / R2. 4. 23 発行

## 【重要】新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置 休業要請等に対する協力金の支給について

新潟県では、緊急事態措置の期間中、施設の使用等の停止に全面的に協力している事業所に対し協力金を支給します。

県内の中小企業及び個人事業主で、4月24日(金)から5月6日(水)までのすべての期間において休業(営業時間短縮含む)等の協力をした事業者が対象です

### ※対象施設と要請内容

施設の種類	協力要請の内容	支給
(1) 特措法による要請を行う施設 遊興施設等、文教施設、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設	施設の使用停止及び催し物の開催の停止 要請＝休業要請	○
(2) 特措法による要請を行う施設 (床面積が1000㎡を超える下記の施設) 大学・学習塾等、商業施設等		○
(3) 特措法によらない協力要請を行う施設 (床面積が1000㎡以下の下記の施設) 大学・学習塾等、商業施設等	同 1000㎡超の施設に対する休業要請の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼	○
(4) 基本的に休止を要請しない施設	①営業時間短縮の協力要請 飲食店、料理店、喫茶店等	○
	②適切な感染防止対策等の協力要請等	×

●支給額 1事業所あたり10万円

●申請手続等 協力金に関する申請受付は、5月上旬から開始する予定。  
※詳細が分かり次第、ご案内いたします。

●相談窓口 新潟県緊急事態措置・協力金相談センター

電話：025-280-5222 午前9時～午後7時(土日祝日を含む)

※ご不明な点がございましたら加茂商工会議所(TEL52-1740)へお問い合わせください